

北海道循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）骨子案の概要

総則的項目

目的

循環型社会の形成に関し、道、事業者、道民の責務を明らかにすること
施策の基本となる事項を定め、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進すること
廃棄物の適正な処理のために必要な事項を定めること
現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

道の責務

総合的かつ計画的な施策の策定・実施
施策の策定・実施に当たっての、道民、事業者、民間団体、市町村との連携、市町村の施策の支援

事業者の責務

原材料等が廃棄物等となることの抑制、原材料等が循環資源となった場合の循環的利用、適正な処分
事業活動を行うに当たっての環境負荷の低減
道の施策への協力

道民の責務

製品等が廃棄物等となることの抑制と、循環資源となった場合の循環的利用、適正な処分
自主的・積極的な環境負荷の低減

循環型社会の形成に関する基本事項

循環型社会推進基本計画
循環型社会の形成に関する基本的施策
率先行動の促進
循環型社会の形成に関する教育等の推進

調査、研究及び技術開発の推進
事業者等の顕彰等
財政上の措置等

循環型社会の形成を推進するための施策

その1 廃棄物等の発生・排出の抑制並びに循環資源の循環的利用（3Rの推進）

廃棄物等の発生及び排出の抑制〔リデュース〕
循環資源の適正な循環的利用〔リユース・リサイクル〕及び処分のための措置
再生品の認定等
グリーン購入の推進
優良産業廃棄物処理業者の育成

その2 循環型社会ビジネスの振興

リサイクル関連産業など循環型社会ビジネスの振興並びに再生品の利用拡大、市場形成の促進

その3 バイオマスの利活用の促進

バイオマスの適正かつ効率的な利活用
道民・事業者・団体等との連携と道内外のネットワーク構築
バイオマスに関する調査、研究・開発、事業化の促進

廃棄物等の道内処理の原則

廃棄物等の道内処理の原則
道外産業廃棄物の搬入事前協議等

産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正保管等
委託処理の状況の確認
土地の適正な管理

廃棄物処理施設の設置手続等

特定施設設置等予定者の責務
事業計画書の提出等
環境保全に関する協定の締結

その他

実効性の担保（立入検査、勧告、公表などの措置）